



2025年3月25日

各位

会社名 ヤマハ発動機株式会社
代表者名 代表取締役社長 設楽 元文
(コード番号 7272 東証プライム)
問合せ先 人事総務本部長 橋本 満
(TEL. 0538-32-1625)

業績連動型譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年2月12日付「業績連動型譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」でお知らせしておりましたとおり、本日開催の取締役会において、業績連動型譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の処分の概要

(1) 処分期日	2025年4月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 240,310株
(3) 処分価額	1株につき1,216円
(4) 処分総額	292,216,960円
(5) 株式の処分先及びその人数並びに処分株式の数	取締役（社外取締役を除く。）4名 57,593株 取締役（退任者）1名 41,210株 取締役を兼務しない執行役員15名 118,119株 フェロー4名 23,388株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）、取締役を兼務しない執行役員及びフェロー（以下、対象取締役とあわせて「対象取締役等」と総称します。）と株主の皆様との更なる価値共有を進めるとともに、当社の中長期的企業価値の持続的向上に向けた適切なインセンティブを付与することを目的として、当社を対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しており、また、2022年3月23日開催の第87期定時株主総会において、本制度に基づき、当社普通株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「業績連動型譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役等に対して、年額6億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含みません。）の金銭債権を支給すること、対象取締役等に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年900,000株以内とすること等につき、ご承認をいただいております（なお、当社は、2024年1月1日を効力発生日として当社普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っているため、当該上限株式数は当該株式分割による調整後の数を記載しております。）。今般、当社は、役員人事委員会における審議・答申を経て、本日開催の取締役会において、対象取締役等（退任者を含みます。以下「対象取締役等」に

ついて同じです。) 24名に、本制度の目的、当社の業況、業績評価期間における業績達成状況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、2024年1月1日から2024年12月31日までの1事業年度を役務提供期間とし、2022年1月1日から2024年12月31日までの3事業年度を業績評価期間とする業績連動型譲渡制限付株式報酬として当該対象取締役等に対して付与された金銭債権(合計292,216,960円)を出資財産として現物出資させることにより、本自己株式処分を行い、普通株式合計240,310株を付与することを決議いたしました。

また、当社は、割当予定先である対象取締役等のうち、当社の取締役であった者(退任者)1名以外の者との間で、譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結する予定であります。本割当契約の概要は、下記3.のとおりです。なお、割当予定先である対象取締役等のうち、当社の取締役であった者(退任者)1名との間においても、譲渡制限に係る定めを除き、本割当契約と概ね同内容の契約を締結する予定であります。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限の内容・期間

2025年4月24日から2055年4月23日までの間、割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分(以下「譲渡等」といいます。)をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役等が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、監査役、執行役、執行役員又はフェローその他の使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了、定年退職又は死亡その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

譲渡制限期間中に、対象取締役等が、任期満了、定年退職又は死亡その他の正当な事由により、当社の取締役、監査役、執行役、執行役員又はフェローその他の使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、割当株式の全部について当該退任又は退職の直後の時点で譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役等が、任期満了、定年退職又は死亡その他の正当な事由以外の事由により当社の取締役、監査役、執行役、執行役員又はフェローその他の使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合、禁固以上の刑に処された場合、法令、定款その他当社の社内規程又は本割当契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合等に該当する場合には、割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

割当株式は、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、割当株式に係る譲渡制限の履行を担保するために、各対象取締役等が保有する割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結する。また、対象取締役等は、当該契約に基づく当該口座における割当株式の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の一定の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の日において対象取締役等が保有する割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

(7) クローバック制度

対象取締役等は、譲渡制限の解除後2年を経過する日までの間に、重大な法令違反等のクローバック事由が生じた場合には、譲渡制限を解除された割当株式(同株式を売却済の場合には売却益相当額)の全部又は一部を返還しなければならない。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分の払込金額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年3月24日(本日開催の取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における、当社普通株式の終値である1,216円としております。これは、本日開催の取締役会決議の日の直前の市場価格であり、合理的と考えます。

なお、この価格は、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の直近1ヵ月間(2025年2月25日から2025年3月24日まで)終値単純平均値である1,223円(円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。)からの乖離率=0.57%(小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。)、直近3ヵ月間(2024

年12月25日から2025年3月24日まで) 終値単純平均値である1,262円からの乖離率-3.65%、及び直近6ヵ月間(2024年9月25日から2025年3月24日まで) 終値単純平均値である1,305円からの乖離率-6.82%となっておりますので、特に有利な価額には該当しないものと考えております。本自己株式処分は、退任者1名を含むことから第三者割当に該当します。上記処分価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、また、上記処分価額については、本日開催の取締役会に出席した監査役5名全員(うち社外監査役3名)が、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上